

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

告 示	ページ
平成 2 3 年北九州市告示第 1 4 9 号の終期【財政局税務部課税企画課】	5 6 0
北九州都市計画緑地の変更【建設局公園緑地部緑政課】	5 6 1

北九州市告示第64号

平成23年北九州市告示第149号にて別に告示で定めることとされている終期のうち、下記に掲げる地域に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者については、その終期を平成24年3月30日とする。

平成24年3月19日

北九州市長 北 橋 健 治

都道府県名	地 域
宮城県	石巻市、東松島市及び女川町
福島県	田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村

北九州市告示第65号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により北九州都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見を有する住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

平成24年3月19日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

緑地

2 都市計画を変更する土地の区域

29号 若松市民公園

廃止する部分 北九州市若松区浜町二丁目の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建設局公園緑地部緑政課

4 縦覧期間

平成24年3月21日から同年4月4日まで（土曜日及び日曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで）

5 意見書の提出要領

当該都市計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、平成24年4月4日までに上記縦覧場所に到着するよう提出すること。